

## 令和8年度有害大気汚染物質等調査業務委託 仕様書

### 1. 目的

本業務は、大気汚染防止法第22条第1項の規定に基づき、鳥取市内の有害大気汚染物質をモニタリング調査（試料採取及び分析）するものである。

本業務は、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（環境省 水・大気環境局 大気環境課（平成31年3月））（以下、「有害大気マニュアル」という。）により実施するものとする。

### 2. 調査期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 3. 調査内容

#### (1) 測定頻度

24時間連続試料採取を毎月1回の頻度で行う。

#### (2) 測定地点

##### ①全国標準監視地点（一般環境）

県庁西町分庁舎 鳥取市西町 1-401

##### ②地域特設監視地点（沿道）

栄町交差点 鳥取市栄町 502

#### (3) 測定分析

##### ①地点ごとの測定項目及び検体数

「表1」のとおり

②本業務履行に当たっては、有害大気マニュアルに準拠して実施するものとする。

##### ③ブランク値測定

###### (ア) 操作ブランク測定

- ・有害大気マニュアルに準じて実施する

###### (イ) トラベルブランク測定

- ・測定地点ごとに年間1回以上実施する
- ・各項目3試料以上とする
- ・有害大気マニュアルに準じて実施する

##### ④二重測定

- ・測定地点ごとに年間1回以上実施する
- ・各項目1試料以上とする
- ・有害大気マニュアルに準じて実施する

\*測定誤差が30%以上の場合や異常値があった場合、受託者は速やかに

委託者に報告し、受託者の負担にて再測定を行う。

#### ⑤分析精度管理

有害大気マニュアルに準拠して分析精度の管理を行うこと。なお、各調査項目の目標定量下限値は「表2」のとおりとする。

### 4. 提出書類

調査の実施にあたり次の書類等を提出する。

#### (1) 着手前に提出する書類（各1部）

- ・委託業務着手届
- ・委託作業表
- ・業務責任者届
- ・登録証写し（計量証明事業登録証、環境計量士登録証）

#### (2) 委託期間中に提出する書類等

##### ①委託報告書（月毎にPDFデータを提出すること）

- ・濃度計量証明書
- ・調査結果一覧表
- ・資料採取方法及び測定分析方法
- ・調査地点位置図
- ・調査記録表
- ・調査項目別の調査結果等

調査結果の月毎の推移グラフ、分析結果の濃度表示、試料採取操作記録、精度管理等を整理すること。

- ・調査結果の評価及び考察事項
- ・試料採取状況写真

各調査地点の試料採取状況について撮影すること。なお、撮影に際してはホワイトボード等にて表示すること。

##### ②委託報告書（4月～3月までの調査結果をとりまとめた報告書原書）

#### (3) 完了後に提出する書類

委託完了届 1部

#### (4) その他委託者の指示した書類

### 5. 調査結果の報告等

調査結果の報告は次のとおりとする。

#### (1) 月毎の調査報告

調査結果は、試料採取月の翌月末までに、月毎に報告すること。ただし、3月分については、同月末日までに報告すること。報告内容については「4. 提出書類」の

とおりとする。

(2) 電子報告

環境省の最新の報告様式に調査結果、捕集方法、天候、定量に用いたカラム、主風向、平均風速等を入力し、提出すること。なお、風向、風速等のデータについては、気象庁等が公表しているデータを使用して差し支えない。

\*分析データ、チャート検量線図、精度管理に関する情報等は受託者が管理し、委託者から要請があった場合には速やかに提出するものとする。

## 6. その他

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに委託者と詳細な打合せを行うこと。
- (2) 受託者は、調査結果の報告後であっても、報告内容に不備が発見されたときは、速やかに加筆訂正を自費をもって行うこと。
- (3) 仕様書に記載していない事項については、双方が協議して決めるものとする。

表1 調査項目及び検体数

調査項目	区分	通常測定		二重測定		トラベルブランク		計
		西町	栄町	西町	栄町	西町	栄町	
VOCs (ベンゼン及び塩化系炭化水素類)	アクリロニトリル	12	12	1	1	3	3	32
	塩化ビニルモノマー	12	12	1	1	3	3	32
	塩化メチル	12	12	1	1	3	3	32
	クロロホルム	12	12	1	1	3	3	32
	1, 2-ジクロロエタン	12	12	1	1	3	3	32
	ジクロロメタン	12	12	1	1	3	3	32
	テトラクロロエチレン	12	12	1	1	3	3	32
	トリクロロエチレン	12	12	1	1	3	3	32
	トルエン	12	12	1	1	3	3	32
	1, 3-ブタジエン	12	12	1	1	3	3	32
	ベンゼン	12	12	1	1	3	3	32
アルデヒド類	アセトアルデヒド	12	12	1	1	3	3	32
	ホルムアルデヒド	12	12	1	1	3	3	32
重金属類	クロム及びその化合物	12	-	1	-	3	-	16
	六価クロム	12	-	1	-	3	-	16
	ニッケル化合物	12	-	1	-	3	-	16
	ヒ素及びその化合物	12	-	1	-	3	-	16
	バリリウム及びその化合物	12	-	1	-	3	-	16
	マンガン及びその化合物	12	-	1	-	3	-	16
	水銀及びその化合物	12	-	1	-	3	-	16
その他	酸化エチレン	12	-	1	-	3	-	16
	ベンゾ[a]ピレン	12	12	1	1	3	3	32

576

表2 目標定量下限値

調査項目	目標定量下限値 (μg/m <sup>3</sup> )	基準値等	
VOCs (ベンゼン及び塩化系炭化水素類)	アクリロニトリル	* 0.2	2
	塩化ビニルモノマー	* 1	10
	塩化メチル	* 9.4	94
	クロロホルム	* 1.8	18
	1, 2-ジクロロエタン	* 0.16	1.6
	ジクロロメタン	* 15	150
	テトラクロロエチレン	* 20	200
	トリクロロエチレン	* 13	130
	トルエン	***** 0.1	-
	1, 3-ブタジエン	* 0.25	2.5
	ベンゼン	* 0.3	3
アルデヒド類	アセトアルデヒド	** 0.5	120
	ホルムアルデヒド	** 0.08(暫定0.8)	0.8
重金属類	クロム及びその化合物	**** 0.00008	0.0008※
	六価クロム	** 0.00008	0.0008
	ニッケル化合物	* 0.0025	0.025
	ヒ素及びその化合物	* 0.0006	0.006
	バリリウム及びその化合物	** 0.0004	0.004
	マンガン及びその化合物	*** 0.015	0.14
	水銀及びその化合物	* 0.004	0.04
その他	酸化エチレン	**** 0.01	-
	ベンゾ[a]ピレン	*** 0.000011	0.00011

※EPA10<sup>-5</sup>リスクレベルにおける六価クロムの基準

\* : 環境基準又は指針値の1/10

\*\* : EPA10<sup>-5</sup>リスクレベル基準の1/10

\*\*\* : WHO 欧州事務局ガイドラインの1/10

\*\*\*\* : 基準値等が定められていないため、検証試験の結果をもとに示した濃度

\*\*\*\*\* : 有害大気汚染物質測定方法マニュアル(平成31年3月版)をもとにした濃度